

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

営業地域への貢献と顧客へのサービスの充実
当組合の健全性と収益力の向上

中小零細企業への資金の円滑化。新規顧客への融資。融資先財務の改善。情報提供。苦情相談。
大口融資から小口分散融資へ。不良債権の低減と適切な償却引当の実施。店別収益管理の実施。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	業種別担当者の配置はしない。 融資審査能力をつけ、審査態勢を強化。	全信中協等の研修に参加、研修修了者を講師とした内部研修の実施。	全信中協主催「創業・新事業支援 & 中小企業支援スキル向上講座」「企業再生支援講座」研修参加。 内部研修会。	創業・新事業支援、中小企業支援スキル向上、企業再生支援、研修会参加。 内部研修会。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画					産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携や「産業クラスターサポート会議」への参画は対象となる取引先がないのでやらない。
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	保全が優先して積極性に欠けている	全信組連を通じて商工中金、国金との業務連携に参加、協力する	連携連絡窓口の任命・連絡会へ出席 ・ホームページ、ディスクロ誌で公表	目標を設定し支援先の実態を把握し、常時事業が軌道にのるように相談、協力	
(5) 中小企業支援センターの活用	創業、新事業支援については取組み事例が少なく支援手法は十分とはいえない	江東区中小企業公社の支援、連携強化を計りながら取組んでいく	創業、新事業相談窓口の新設、専任者1名を指名、左記活動を実施 1件/月以上を実質支援できるようにする	同左	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	㈱ベンチャーリンクと提携した「こうしんビジネスクラブ」が経営情報を提供している。 経営相談においても日常の与信管理を通じた相談に留まり十分なコンサルタント機能を備えていない。	「こうしんビジネスクラブ」が中心で各種セミナー開催と顧客紹介カードの利用、ベンチャーリンクの発行する経営情報の提供、各支店に相談窓口を設置する。	情報活動のマニュアル作成実施 経営者セミナー開催 職員スキルアップの研修	前年度活動の検証と見直し 経営者セミナー開催	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	日常の与信取引を通じた経営相談に止まっており経営改善指導までは行っていない	管理部に「経営改善支援グループ」を新設、各店に「経営改善支援担当者」を配置し経営改善可能な先を選定し支援する。職員の能力向上のため各研修参加、資格取得の奨励と必要に応じて外部コンサルタントチームを活用する。改善結果についてデスクロ誌で公表。本部にFP相談室を設置。	「経営支援グループ」の新設「経営支援担当者」の任命、経営改善可能性のある企業の選定と支援開始、「経営支援グループ」との活動方針協議、取組実績をデスクロ誌で公表	支援方法の実施状況のフォロー、改善の必要ある先の追加選定、前年度の取組実績の検証と検討	
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力					取引先が中小零細先が大半であり、規模的に対象となる取引先が少ない、「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力参画はしない。

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手					当組合の取引先は単一事業先が多く、事業を選別して再生させるはむずかしく、狭い地域での営業であり法的整理等の申し立ては、取引先の信用不安を起す恐れがあり取組まない。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み					当組合の総合的経営能力からして自組合単独では出来ないので取組まない。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用					当組合の取引先には、中小公庫、商工中金、日本政策投資銀行のDIPファイナンス活用の対象となる事業先は見当らないので取組まない。
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用					活用出来る取引先が見当らないので取組を見送る
(5) 産業再生機構の活用					当組合の取引先規模から利用案件は無いものと判断し、産業再生機構の活用には取組まない。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	協力要請があれば協力して行く方針である	取引先の再生支援に専門的知識が必要な時は取引先と相談の上、同協議会へ案件を持ち込む	支援協議会の説明会に参加する。各営業店融資担当責任者に対し、支援協議会について説明会を開く。対象企業の選別を行う。	対象企業の有無について選別。該当企業があった場合、取引先と相談の上、協議会へ持ち込む。協議会の協力要請があれば協力。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ロープレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	従来の担保・保証に重点を置いた融資姿勢にとどまっている	キャッシュフロー重視の融資審査体制の構築	融資実行後のメンテナンス手法の検討 定性要因の評価方法見直し 金融庁発表の「モデル取引事例」について実務的検討 無担保・無保証対応の新商品開発の検討	前期活動内容の検証と改善	財務制限条項については、平成17年度から導入をしていく
(3) 証券化等の取組み					当組合の経営規模では、単独では出来ないし、中央機関の方針も未定なので取組まない。
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	当組合の取引先企業の態様から見て、対象先は極く限られると考える	低リスク事業者向け新融資商品(金利優遇商品)の開発に取組む。 信用格付システムを利用した迅速な審査体制の構築	優良企業のリストアップ 新融資商品(金利優遇商品)の開発 新融資商品のセールス	前期活動内容の検証と改善 新融資商品のセールス	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータベースの整備は行っていないが重要性については認識している。	「信用格付システム」によるリスクに応じた適正貸出金利の設定に取組む。 信用リスクの定量化による融資審査手法の確立。 システムサポートによる財務診断等の実施	「信用格付システム」を活用したデータベースの整備 リスク段階別の適正貸出金利の設定 SKCセンター「企業の現状把握・評価分析システム」参加、立上げ	前期活動内容の検証と改善 外部機関のデータベースの分析システムサポートによる財務診断等の実施	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	契約内容の説明は行っているが規定化が必要であると認識している	各種貸付契約書・保証契約書の見直しの実施 要説明事項の規定化と職員への周知徹底	要説明事項の規定化 各種セミナー、研修会への参加	前期活動内容の検証と改善	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	地域金融円滑化会議に於ける論議を踏まえて対応して行くことが必要だと認識	同会議での意見を参考に自組合の方針に反映させるよう努める	相談・苦情等の実例を分析及び事例研修会を開催し、当組合の処理体制へ反映させる。	前期活動内容の検証と改善	
(3)相談・苦情処理体制の強化	関係規程等の整備が必要であると認識している	・外部機関との連携体制の整備 ・相談、苦情処理体制の整備 ・各種ローン、ライフプラン相談等の実施	関係規程、事務処理要領の整備 各種ローン、ライフプラン相談等の実施、 外部機関との連携体制の整備 事例研究会の実施	前期活動内容の検証と改善 事例研修会の実施 各種ローン、ライフプラン相談等の実施	
6.進捗状況の公表	14年9月期決算よりミニディスク誌は発行していたが開示内容が不十分である	ディスクロージャー誌、ホームページによる半期開示を行う。	ホームページを立上げる。	半期毎の進捗状況を公表	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	自己査定の正確性の確保及び適切な償却・引当の実施を図っているが更にレベルアップが必要である	対面営業活動を中心とした債務者の事業実態の把握 査定能力の向上と人材育成 厳正な検証体制の確立	内部研修会の実施 外部研修会の参加 仮決算期、決算期の自己査定の実施	前年度活動内容の検証と必要事項の改善 内部研修会実施、 外部研修会参加 仮決算期・決算期の自己査定の実施	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	担保評価システムを導入し、評価方法の統一及び正確性を図っている	目的物件の書面調査・実地調査の定例的实施 不動産業者からの取引事例等の情報収集	・収益物件、高額物件の鑑定評価の依頼 ・担保物件の事後管理の徹底 ・担保不動産評価管理システムによる評価額の洗替え実施	前年度活動内容の検証と必要事項の改善	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	平成15年3月期より保全状況を開示している	平成15年9月期よりディスクロージャー誌・ホームページで半期開示実施	・ホームページの立上げ ・ミニディスクロージャー誌発行	前年度活動内容の検証と必要事項の改善	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	収益力の強化は我々中小金融機関が今後生き残っていく上で最重要課題と認識	信用リスクデータの蓄積と内部格付制度の充実が必要であり新金利設定基準を作成、顧客と交渉していく	暫定基準の実施により顧客と交渉する	新金利設定基準の実施 (新規融資分から適用していく)	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	14年9月期決算よりミニディスクロージャー誌発行	ディスクロージャー誌、ホームページによる開示を行う	11月中にホームページを立上げる	開示内容の充実、改善を図る	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	13年6月より新日本監査法人と契約	監査報告書について開示を行う	年15回監査実施	監査法人のスケジュール未定だが15年度と同様の周期で監査を受ける	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	会員、組合員の意見を反映させるシステムになっていない	・営業店毎の組合員の意見を聞き、総務部で取りまとめ理事会に報告の上、総代会で報告する。 ・総代候補者は各営業店の重点、準重点地区より選出	総代選挙規定の見直し第1回目の意見収集を実施	やり方について総代の意見を聞いて改善、充実を図る	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	全信組連の信組支援部で経営分析を実施している	自己資本、資産内容、流動性、収益性、経営基盤の5項を分析しており、自組合内容が全国平均、ブロック別平均と比較してわかるようになっており経営改善に役立っている。	決算資料等の提出 14年度決算経営分析資料受領 ウイークポイントに対する改善について対策を検討し実行する。	決算資料等の提出 15年度決算経営分析資料受領 ウイークポイントに対する改善について対策を検討し実行する。	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域貢献と社会貢献を混同して解釈し、社会貢献のみを開示していた。	全信中協より地域貢献について開示内容について通達があり、それに基づいて開示します。	半期毎ディスクロージャー誌発行、ホームページで開示	同左	

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み
.1.(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	企業への定量面、定性面を総合して、企業の経営の内容が妥当かどうか評価するフレームワークを持てる人材の育成を目的とした研修
.2.(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	取引先への経営全般に関する支援等の知識、企業が将来直面する事が予測される課題を明らかにし、事前に対処方針を考えられる人材の育成を目的とした研修
.3.(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	問題企業・要注意先企業に関する再生支援等に伴う経営改善指導方法から、アドバイスやサポートが出来る人材の育成を目的とした研修
.5.法令等遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	月例開催のコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を中心として横領事件等の不正事件発生の防止策を講じる。

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・22